

上越市議会の取組を紹介します！

上越市議会基本条例の検証

上越市議会基本条例では、条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとされており、平成24年、28年の2度の検証に続き、令和2年7月に議会基本条例検証委員会を設置し、3度目の検証を行いました。

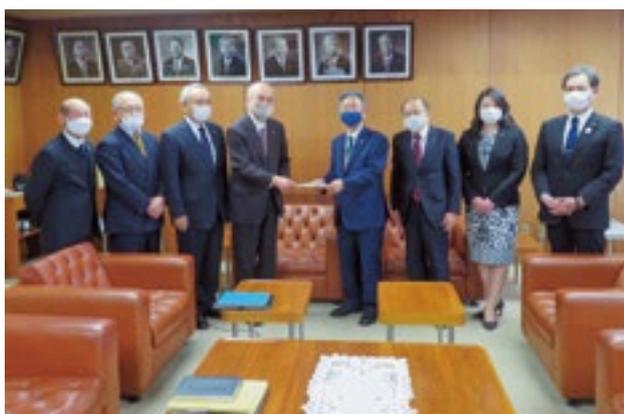
詳細は
こちら



CHECK!

～ 議会基本条例とは ～

地方議会運営の基本原則を定めた、地方議会の最高規範である条例です。上越市議会では、平成21年5月に「議会基本条例策定検討委員会」を設置し、1年半に及ぶ協議・検討の結果、平成22年11月に「上越市議会基本条例」を制定しました。



議会基本条例検証委員会では、11回の会議を開催し、精力的かつ慎重に検証を行いました。

令和2年12月には検証結果をまとめ、議長に対し逐条解説の修正を含む中間報告を行いました。また、引き続き、検証の過程で抽出した課題を整理・分析し、上越市議会の取組の方向性として委員会の提言を取りまとめ、令和3年4月に議長に答申を行いました。

提言 1

議会改革に当たっては、市民の意見や社会情勢の変化等を踏まえ、議会の果たす役割を検証することが重要である。2年ごとの改選を目安に、議会が取り組むべき改革の方針を決定し、適切な議会改革検討組織を設置するようにすること。

提言 2

テーマを設定した意見交換を行う時間を設けたり、定例的な開催という形にとらわれず特定のテーマに絞った議会報告会を開催する等、市民の関心をより高め市民参画を促進するための議会報告会・意見交換会等の在り方を検討すること。

提言 3

各委員会において、委員は事前勉強を十分にし、資料で不明な点や事実関係の確認を要する点があれば各自で事前に調査し、会議では政策立案及び政策提言に向けて委員間討議を行うよう努めること。



おおむね1年ごとを目途に、各取組の進捗状況を管理していきます！